【Ⅲ法規】　**表16「建基法融合」の出題法文一覧表**

※法文の適用法令年月日（平成30年1月1日）：**頁**数は、「平成30年版　建築関係法令集　法令編（発行㈱総合資格）」の掲載頁を示す。

法文	頁	見出し	出題年度⇒	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H20	H21	H22	H22	H23	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	計	率	出題問題の傾向分析
			問題番号⇒	18	18	18	18	18	18	17	18	18	19	7	18	9	20	21	10	20	20	20	20	20	20	20	問	%	
法2条	16	用語の定義												2,5													2	1.9	耐火建築物は、主要構造部の基準と、外壁の開口部で延焼のおそれのある部分の基準に適合することが求められる。防火上有効な公園等に面する建築物の部分は、延焼のおそれのある部分から除かれる。
法3条	19	適用の除外				4																			3		2	1.9	重要文化財で、建築基準法に適合しないで特定行政庁が許可する場合、建築審査会の同意が必要である。重要文化財の建築物は、許可により、建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定は、適用されない。
法12条	32	報告、検査													5			2									2	1.9	建築物の確認および検査の特例を受ける場合でも、建築主事は設計者に構造等の報告を求めることができる。市町村が管理する一定規模を超える特殊建築物は、敷地及び構造を定期に点検させなければならない。
法15条	35	届出													4												1	0.9	建築物の除却は、工事施工者が建築主事を経由して、都道府県知事に届け出る。
法21条	41	大規模の主要構造部												4													1	0.9	高さ13mを超える病院は、主要構造部でえある柱及びはりについて木材を使用できないという規定はない。
法24条の2	42	建物が内外区域																								1	1	0.9	市街地の区域の内外にわたる共同住宅の屋根の構造は、その全部について、通常の火災を想定した火の粉による火災の発生を防止するために屋根に必要とされる所定の性能を有するものとしなければならない。
法25条	42	大規模の木造の外壁																4									1	0.9	1000㎡を超える木造の外壁で延焼のおそれのある部分は、防火構造としなければならない。
法28条	44	居室の採光及び換気																						3			1	0.9	地階に設ける居室は、採光開口部を1/7以上としなくてもよい。
法30条	44	共同住宅の界壁																		3							1	0.9	共同住宅の界壁は、遮音性能が必要である（病室ならば遮音性能は不要）。
法39条	46	災害危険区域											3								3						2	1.9	地方公共団体は、条例で災害危険区域内の住居の建築を禁止できる。
法40条	46	地方公共団体の条例の附加					4						5												4		3	2.8	地方公共団体は、規模により条例で構造等に関して防火上等の必要な制限を附加できる。
法43条	48	敷地と道路との関係				2				1		1															3	2.8	敷地が2m以上道路に接していない場合、特定行政庁が許可するには、建築審査会の同意が必要である。地方公共団体は、条例で延べ床面積1000㎡を超える建築物の敷地が道路に接する長さについて、必要な制限を付加できる。
法44条	48	道路内の建築制限				4																					1	0.9	道路の上空に設けられる渡り廊下を特定行政庁が許可する場合は、建築審査会の同意が必要である。
法46条	49	壁面線の指定				5																					1	0.9	特定行政庁が壁面線を指定する場合、建築審査会の同意が必要である。
法47条	49	壁面線の制限			5						2										1						3	2.8	特定行政庁が建築審査会の同意を得て許可した歩廊の柱は、壁面線を超えて建築できる。
法48条	49	用途地域			3	3			2																		4	3.8	用途地域の制限では、別表2の条件に適合しないものは建築できないが、特定行政庁の許可があれば建築できる。特定行政庁が用途制限のただし書きを許可する場合は、利害関係者の公開による意見聴取を行い、かつ建築審査会の同意が必要である。
法49条	50	特別用途地区	2										2														2	1.9	地方公共団体は、国土交通大臣の承認を得て、条例で特別用途地域の用途制限を緩和できる。
法51条	50	卸売市場等の特殊建築物				1					3				1										2		4	3.8	都市計画で位置が決定していない卸売市場又は汚物処理場は、都市計画審議会の議を経て特定行政庁が許可する場合、建築できる（建築審査会の同意は不要）。
法52条	51	容積率	3,5				2																	2			4	3.8	共同住宅の共用廊下又は階段部分の床面積は、容積率の床面積に算定しない。容積率の算定で、住宅の地階の1/3は除くことができる。機械室の床面積が著しく大きい場合は、特定行政庁の許可で、容積率の規定の限度を超えられる。
法53条	54	建ぺい率	4																								1	0.9	2つの用途にかかる建ぺい率の計算は、加重平均とする。近隣商業地域および商業地域で、かつ防火地域内の耐火建築物は、建ぺい率の限度が10/10となる。
法54条	56	外壁の後退距離																									1	0.9	第一種低層住居専用地域内の外壁の後退距離は、特定行政庁による緩和制度の定めがない。
法55条	56	高さの限度			4		1																			3	3	2.8	第二種低層住居専用地域内の高さの限度は、学校で特定行政庁が許可した場合は、限度を超えて建築できる（建築審査会の同意必要）。
法56条の2	58	日影による高さ制限				2					4																2	1.9	日影による中高層の高さ制限の対象区域外では、高さ10mを超え、かつ冬至日に日影を生じさせる建築物は、当該制限の規制が適用される。日影制限に適合しない建物でも、特定行政庁が許可した場合は建築できる（建築審査会の同意必要）。
法59条	61	高度利用地区				5					5																2	1.9	高度利用地域内で前面道路との関係で高さ制限に適合しない場合、特定行政庁が許可した場合に建築できる。高度利用地区の都市計画に適合しない駅舎で、特定行政庁が許可する場合、建築審査会の同意が必要である。高度利用地区内では、敷地内に道路に接して有効な空地が確保されている場合、特定行政庁が建築審査会の同意を得て許可した建築物は、道路高さ制限の規定を適用しない。
法59条の2	61	容積率の特例			1																						1	0.9	広い空地のある建築物の容積率の特例（総合設計制度）は、特定行政庁が許可する場合、建築審査会の同意が必要である。
法62条	63	準防火地域内の建築物							2											4				1			3	2.8	準防火地域の1500㎡を超える特殊建築物は、耐火建築物とする。準防火地域内の階数2で、650㎡の共同住宅（2階250㎡）の新築は、耐火建築物としないことができる。
法68条の3	67	再開発促進区の緩和													3												1	0.9	再開発等促進区内の建築物について、高さの規定に関し、特定行政庁が許可する場合、建築審査会の同意を得なければならない。
法71条	77	建築協定の公告																			4						1	0.9	市町村の長は、建築協定書の提出があったときは、公告し、20日以上関係者に縦覧する。
法84条	99	被災市街地の建築制限																				3					1	0.9	特定行政庁は、市街地に災害があった場合、1月以内に限り建築を制限し、または禁止することができる。
法85条	99	仮設建築物の緩和		2																							1	0.9	特定行政庁は、仮設興業場等について、1年以内の期間を定めて建築を許可できる。
法85条の3	100	伝統的建造物の緩和											4														1	0.9	市町村は国土交通省の承認を得て、条例で、伝統的建造物群保存地区内における一部適合しない規定の制限を緩和できる（ただし、法20条構造耐力の規定は緩和できない）。
法86条	100	一の敷地とみなす場合				3									2											2	3	2.8	複数の建物を一の敷地とみなす場合は、特定行政庁の許可は必要であるが、建築審査会の同意は不要である（この規定に用途地域の規定の適用は含まれない）。
法87条	107	用途の変更																			2						1	0.9	事務所を病院に変更する場合は、建築主事に届出しなくてはならない。
法90条	109	工事現場の危害の防止																				4					1	0.9	工事施工者は、建築物または工事用の工作物の倒壊等の危険防止に必要な措置をしなければならない。
法91条	109	地区の内外にわたる措置															3			1			2				3	2.8	建築物が2つの用途地域にわたる場合は、過半の属する地域の規定を適用する（高度地区を除く）。
法92条の2	110	許可の条件																				2					1	0.9	建築基準法の規定による許可には、建築物または敷地を交通上、安全上、防火上または衛生上支障がないものとする条件を付することができる。
法94条	111	不服申立て																				1					1	0.9	指定確認検査機関の処分に不服がある場合は、建築主事が置かれた市町村または都道府県の建築審査会に対して審査請求をすることができる。
法98条	113	罰則（300万円以下）									2																1	0.9	建築基準法に違反する建築物の設計を建築主が指示し、建築士が設計及び工事監理をした場合、建築主と建築士の両方が罰則対象となる。
法99条	114	罰則（100万円以下）									3																1	0.9	工事施工者が中間検査合格証の交付前に施工した場合、当該工事施工者は罰則が適用される。
法103条	117	罰則（50万円以下）									4																1	0.9	確認済証の交付の審査で、建築主事の質問に建築士が虚偽の答弁をした場合、当該建築士は罰則が適用される。
別表2	122	用途地域						1		5															1		3	2.8	店舗は、500㎡以下、2階以下ならば建築できる（（は）項）。400㎡の共同住宅は、工業地域内に建築できる（（る）項で禁止されていない）。1000㎡の病院は、工業地域内に建築できない。過半面積となる第二種低層住居専用地域内が適用され、高等専門学校は（ろ）が該当し、（い）4号により新築することができない。
令2条	140	面積の算定（自動車車庫）	1																								1	0.9	述べ面積の敷地面積に対する割合の選定は、自動車車庫の部分として各階床面積の合計の1/5を限度に算入しない。
令20条	148	有効面積の算定方法																					3				1	0.9	居室の窓の開口部で採光に有効な面積の算定は、用途地域の区分に応じ、計算した採光補正係数を用いる。
令25条	157	階段等の手すり等																						4			1	0.9	階段の幅3m超えは中間に手すりを設けなければならないが、けあげ15cm以下、踏面30cm以上は設けなくてもよい。
令41条	162	木材																1									1	0.9	構造耐力上主要な木材の品質は、節等の耐力上欠点がないものでなければならない。
令42条	162	土台、基礎																3									1	0.9	平家建てで足固めをした場合は、土台を設けなくても良い。
令108条の2	187	不燃性能											3														1	0.9	不燃性能は、加熱後に燃焼しないこと、防火上有害な変形等生じないこと、避難上有害な煙又はガスを発生しないことが求められる。
令108条の3	187	主要構造部の基準（耐火性能検証法）																		3,4							2	1.9	主要構造部の性能について耐火性能検証法により確かめたときは、耐火構造としなくてもよい（2000㎡4階建ての映画館も耐火構造としなくてよい）。耐火性能検証法により確かめられた防火設備は、特定防火設備とみなす。
令112条	192	防火区画							1																		1	0.9	異種用途（飲食店と事務所）は、準耐火構造と特定防火設備で区画しなければならない。
令115条の3	198	（準）耐火建築物の特殊建築物							4																		1	0.9	準防火地域内の31階飲食店は、耐火建築物としなければならない。
令120条	200	直通階段の設置														1											1	0.9	耐火建築物のホテルの直通階段までの歩行距離は、50m以下とする。3階飲食店から直通階段までの歩行距離は、30m以下とする。
令121条	201	2以上の直通階段								1							1			2			4				4	3.8	ホテル・中学校・診療所は、原則100㎡を超えると、2以上の直通階段が必要である(耐火構造なら条件が2倍の200㎡超えとなる、200㎡なら超えていないので2以上の直通階段は不要）。6階以上に病院があれば、床面積にかかわらず2以上の直通階段が必要である。
令125条の2	204	屋外出口の施錠														4											1	0.9	避難階段から屋外へ出る出口の施錠は、屋内からかぎを用いることなく解錠できるものとする。
令126条	205	屋上広場					3									3							1				3	2.8	3階建てスーパーマーケットの屋上は、1.1mのさくを設ける。5階以上の階を百貨店の売り場とするときは、避難できる屋上広場を設けなくてはならない（共同住宅は屋上広場を設けなくてよい）。
令126条の2	205	排煙設備の設置							4																		1	0.9	階段、昇降機の昇降路の部分および乗降ロビーは、排煙設備を設けなくても良い。500㎡を超える診療所は、排煙設備が必要である。
令126条の4	206	非常照明の設置						3									4										2	1.9	3階ホテルの宿泊室には、採光上有効な窓があっても、非常用の照明装置を設けなければならない。3階飲食店から1階避難階までの階段で、照明設備を要する部分は、非常用の照明設備を設けなければならない。
令126条の6	207	非常用進入口の設置						5																			1	0.9	高さ31m以下で3階以上の階は、非常用の進入口を設ける（共同住宅も必要）。
令128条の4	210	内装制限を受けない特殊建築物							5	3										1,2							4	3.8	令128条の4の表の条件に該当するものは、内装制限が適用される。店舗は、特殊建築物なので、規模により内装制限を受ける。準耐火建築物の2階建ての共同住宅は、300㎡以上が内装制限を受ける。住宅で最上階（2階建の2階等）にある台所は、準耐火構造であっても内装制限を受けない。3階以上で500㎡を超える法35条の2の特殊建築物は、内装制限を受ける。
令128条の5	211	特殊建築物の内装														2	2										2	1.9	飲食店の調理室は、室内の仕上げを準不燃材料とする。3階建てのホテル350㎡は、廊下および室内の天井の仕上げを準不燃材料とする。
令129条の2の7	218	冷却塔設備																								4	1	0.9	11階以上の屋上に設ける冷却塔設備は、防火上支障がないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いる場合、主要な部分を不燃材料以外にできる。
建築士法38条	633	罰則									1,5																2	1.9	一級建築士が行う設計及び工事監理を二級建築士が行い工事が施工された場合、二級建築士と工事施工者の両方が罰則対象となる。建築士が建築士事務所の登録を受けないで、他人の求めに応じ報酬を得て設計した場合、建築士は罰則が適用される。
都市計画法8条	693	地域地区												1													1	0.9	建築物の立地により異なる防火規制が適用される場合として、特定行政庁が指定する区域と、都市計画に定める地域がある。
		合　計																									106	100.0	

注）表中の**数字**は選択肢問題の番号（代表1法文）、**計**は出題法文の合計数、**率**は合計数の比率である。**出題問題の傾向分析**は問題のポイント解説である（重要一部分の解説）。表の**色分け**は出題確率の高い法文である。表の一番左①、②、③は法令集の法文を数秒で引く方法のインデックスを貼る法文である。